

第2部 計画の基本的考え方

1 計画の目標

子どもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて人生を豊かにできるような環境づくりを進め、子どもたちの健やかな成長を目指します

子どもの成長・発達にとって、読書はかけがえのないものの一つです。すぐれた本との出会いは、子どもに大きな影響を与えます。

本は読むようにいわれて読むものではなく、子どもたちが自らの好奇心や探求心により、進んで本を手にしていくというのが本来の姿です。しかしそのためには、読書の楽しさやすばらしさを体感する機会があり、新しいことを知る喜びに出会えること、年齢や発達段階・障がいの程度などに応じた適切な本が読める環境が不可欠です。本計画は、そういった環境づくりを通して、子どもの読書活動を推進します。

2 計画の位置づけと性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国及び福岡県の計画を基本として、本市の子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、策定しました。本市における今後5年間の子どもの読書活動推進に関する考え方や施策の方向性・取り組みについて示しています。

3 計画の5つの柱

子どもの読書活動を推進するため、子どもたちの年齢や発達段階・障がいの程度、家庭・地域・学校などの生活・活動の場などに応じて、計画の5つの柱を設定し、その実現に努めます（5つの柱の施策一覧（目標）は第5部35ページ参照）。

- A 子どもの成長に応じた家庭での読書習慣の定着を目指します
- B 地域において子どもの読書活動を推進します
- C 図書館において子どもの読書活動を推進します
- D 学校教育などにおいて読書活動を推進し、学校図書館を充実します
- E 子どもの読書活動について、市民一人ひとりの理解と関心を高めます

4 計画の対象

この計画の対象は、「おおむね18歳以下のすべての子ども」とします。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの5年間とします。その後は必要に応じて計画の見直しを行い、引き続き子どもの読書活動を推進します。

6 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、「市民と行政の共働」という視点から家庭・地域・学校、市民や市民団体などと行政が連携し、より効果的に施策を進めていくよう努めます。

あわせて、市は本計画に掲げた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

